

茅ヶ崎市障害者グループホーム運営事業補助金
【設置費（新築・改修）】について

<補助金概要>

- ・家屋の新築・改修（グループホーム敷地内の手すりの設置なども対象）が対象となります。（グループホームを運営するにあたって必要な新築・改修工事が対象（法人名義で支払いをする箇所が対象））
- ・5,000,000円が限度
- ・年度内に申請（着工前）、着工、補助金入金、県指定、実績報告（完成後）を全て完結する必要があります。
- ・開所時入居者のうち、定員の半数を超える人が茅ヶ崎市の援護者である必要があります

<申請時必要書類> * 着工半年～1ヶ月前までに要申請

- ☐ 補助金交付申請書 ※様式有り
- ☐ 【県様式】障害者グループホーム運営事業実施届 ※様式有り
- ☐ 【県様式】1－2 設置費（新築・改修）計画書 ※様式有り
- ☐ 請求書 ※様式有り
- ☐ 収支予算書 ☐ 事業計画書 ☐ 見積書
- ☐ 利用予定者名簿（援護市記載のみ） ☐ 平面図または計画図

<実績報告時必要書類> * 新築改修後1ヶ月以内に要報告

- ☐ 実績報告書 ※様式有り
- ☐ 【県様式】障害者グループホーム運営事業実施状況届 ※様式有り
- ☐ 【県様式】1－2 設置費（新築・改修）報告書 ※様式有り
- ☐ 収支決算書 ☐ 事業実施報告書 ☐ 領収書の写し
- ☐ 完成建物（改修箇所）の写真 ☐ 賃貸借契約書 ☐ 工事請負契約書
- ☐ 利用予定者名簿（入居者名掲載されたもの）

<流れ>

申請（着工半年～1ヶ月前）→補助金交付
→賃貸借契約（賃貸物件の場合）、工事請負契約（運営法人名義）
→着工→実績報告（新築改修後1ヶ月以内に報告）